

【研究論文】

## 承認の経験と自律

### —ホネット承認論を手がかりにして—

藤井 佳世(横浜国立大学)

#### 問題の所在

本稿の目的は、社会哲学者ハーバーマス (J.Habermas) とホネット (A.Honneth) の自律の捉え方の違いを手がかりにして、承認論における自律概念を明らかにすることにある。

ホネットは、手続き主義に対する批判を展開する際、その批判の根拠として、承認論にもとづく自律概念を挙げている。例えば、ホネットは、次のように述べている。「自律が合理的な判断能力や決定能力の相互主観的な尊敬から生じると述べることは十分ではない。むしろ、自律は、それらに加えて、その特殊な自然の欲求や個人の業績の価値評価を必要とする」(Honneth 2010:74)。ここに暗示されていることは、ハーバーマスが討議倫理学において示した自律概念と承認論における自律概念は、異なるということである。

ハーバーマスとホネットは、一般的に、フランクフルト学派内の理論として考えられているため、ホネット承認論の教育学的受容においても、ハーバーマスと同一路線として捉えられている。例えば、ドイツの教育哲学者リッケン (N.Ricken) は、ホネット承認論の教育学における受容に対して批判的見解を表明する際、ハーバーマスのコミュニケーション論が抱えていた問題と同様の問題を承認論は持ちあわせていることを指摘している。リッケンから見れば、「コミュニケーション (と承認) の単なるテーマ化は、教育学的諸問題を切り詰めてしまう」(Ricken 2006:218) のである。

他方で、ホネット承認論を積極的に受容した理論を提案しているストヤノフ (K.Stojanov) は、教育行為における承認を「自律のポテンシャル」(Stojanov 2010:567) と捉えることによって、先のリッケンによる批判を回避しようとする。しかしながら、ストヤノフは、ハーバーマスとホネットの自律概念に関する相違点について、敏感ではない。その意味で、教育学において重要な自律の概念が、ハーバーマスとホネットでは異なっている点が看過されてきたという問題がある。

そこで、本稿では、ハーバーマスとの違いに着目することによって見えてくる、ホネット承認論の自律の特徴を描き出したいと考えている<sup>(1)</sup>。まず、承認論における自律の捉え方について述べ、次にハーバーマスの自律概念を示す。それに対し、さらにホネットの自律概念を詳細に検討し、最後に両者の違いについて考察を進める。

#### 1. 自律と自己実現

ホネットによれば、他者を自律した人格として平等に尊重するというカントに由来する道徳に対し、「承認論のアプローチは、カントにさかのぼる道徳論とコミュニタリアンの倫理学の中間に位置している」(Honneth 1994:276=2003:230)。承認論は、一般的な規範を求める一方で、コミュニタリアンの倫理学とは、「人間の自己実現の条件」(Honneth 1994:276=2003:230) を模索することを共有している。

自己実現の条件として、ホネットが着目していることは、人格が構成される際にともなう次のことである。それは、個体が「同意してくれたり、激励してくれたりする他者の視点から、一定の特性と能力があることが実

証される存在としての自分自身にたいして関わることを学ぶこと」(Honneth 1994:276=2003:231)である。他者の視点から、自己が「一定の特性と能力がある」と示されることは、ポジティブな自己関係 (Selbstbeziehung) を形成する。

承認の経験によって獲得できる自己関係は、「自己信頼 (Selbstvertrauen)」「自己尊重 (Selbstachtung)」「自己評価 (Selbstschaetzung)」の三つに分類される。「自己信頼」は、愛という原初的關係のなかで生まれる自己関係のひとつである。原初的關係において経験されるのは、親子関係であろうと恋人関係であろうと、互いの自己の境界が消滅する経験と引き直される経験である。対象關係論をひきあいに出しながら、ホネットは、愛の關係における承認は、自己の境界設定と境界消滅を両極にもちながら、「愛された人格は、気遣いしてもらえることを確信することで、緊張することなく自分を自分自身にたいして開放していけるだけの力を新たに獲得」し、「一体化した状態を相互の境界消滅として体験できる自立した主体になる」(Honneth 1994:170=2003:142)という。愛の關係において、「境界設定がもたらす共生的なむすびつきによって、公共生活に自律的に参加するうえで不可欠の基礎となる個体の自己信頼に関する基準が作りだされる」(Honneth 1994:174=2003:144-145)のである。具体的な他者による思いやりがづくことを確信し、不安なく自己自身にかかわることができるということは、自らの欲求とつきあうこと、自らの欲求を信頼するという「自己信頼」をもたらすのである。こうした自己が、自律の基底に位置づくといえる。

「自己尊重」は、法的關係のなかで生まれる自己関係である。ホネットによれば、近代の法的關係が示していることは、「主体は、法的な承認を経験するなかで、共同社会の他のすべての成員とおなじく討議による意思形成に参加する能力をあたえられる性質をもった人格としてみなす」という規範であり、それによって「自分自身に肯定的に關係する可能性」(Honneth 1994:194-5=2003:162)、すなわち、自らの考えや意志を確信することがもたらされる。こうした自己關係が、「自己尊重」である。

「自己評価」は、自己実現にかかわるような共同体としての価値共同体の關係のなかで生まれる自己関係である。ホネットによれば、ポスト伝統的社会において、自分が為したことに対する価値評価は、集団に帰属されるのではない。むしろ、「自分の業績にたいして文化的な基準にしたがって社会的享受する尊重」は、「積極的に自己自身に属するものにしなければならない」(Honneth 1994:209=2003:173)。すなわち、価値共同体における承認は、自らの能力を価値あると感じることにつながるのである。こうした承認は、通常「自己価値の感情」と表現されるかもしれないが、これまでの表現方法と統一すると、「自己評価」とよぶことができる (Honneth 1994:209=2003:173)。

これらの自己關係の見方は、自律の概念に修正を求めることになる。なぜなら、自律の基盤にある自己そのものが、他者からの承認によって成立していることを示しているからである。「私たちは、他の人格からの承認を通して、本質的な存在として、私たち自身を理解することを学ぶ」(Honneth 2010:61)のであり、承認による自己關係を経験することを通して、自己を知り、自己を実現させようとして、自律へ向かうのである。それゆえ、「個々人の自律は、それが存在したり実ったりするために、主体間の相互承認を必要とする」(Honneth 2010:61)のである。「主体は、自己自身を相互主観的な観点のなかで、尊敬に値するものとして経験することができる」と同時に、自律へたどりつくことができる」(Honneth 2010:71)というホネットの言葉は、まさにそのことを意味している。すなわち、他者から承認されることによって、自らの欲求、確信、能力を価値あるものとしてとらえるという自己關係が基礎となり、それら (自らの欲求、確信、能力) を社会のなかで実現しようとするなかで、自律へたどりつくのである。

その意味で、私たちは、他者の欲求や確信、能力を理解しようとし、認めていくという経験に支えられて、自律した人間へいたるといえる。承認論からみた自律の根本的条件とは、承認の経験によって育まれる自らの欲求、確信、能力への肯定と、そのような自己を信頼し、尊重し、評価することである。すなわち、自己実現しようとする主体が、自律した人間になるのである。

ここで注目すべきことは、自律が自己と他者との関係性を通して形づくられるという視点である。いいかえれば、「自律は、関係的で、相互主観的な大きさであり、モノローグシユな成果ではない」(Honneth 2010:62)ということである。自律は個人の洗練や鍛錬によって獲得されるものではなく、個別の能力に還元できるものでもない。むしろ、自律は、承認という相互主観的な関係のなかで大きく成長していくものとして捉えることができる。

このような視点からみれば、自律した主体は、合理的な判断ができることだけではない。なぜなら、自律的であることは、言語能力があることや法的承認関係においてのみ成立することではないからである。ホネットは、「社会的生に自律的に参加しうるためには、主体は、その主体の欲求、確信、能力の同時の承認を必要としている」(Honneth 2010:74)と捉えており、法的な関係における承認だけによって、自律を捉えることはできない。そのため、ホネットは、ハーバーマスの理論を意識しながら、次のように述べている。「主体は、互いを法的関係の他、反省的に判断を形成する能力において尊敬するなかで、主体の欲求や能力を価値評価するような経験が一人ひとりに形成されるような異なった承認関係がある。そして、それらの承認関係は、法的関係と同じくらい重要な承認関係である」(Honneth 2010:75)。原初的関係と価値共同体の関係における承認もまた、法的承認と同じように重視すべきであり、それゆえ、どれか一つのみを重視した自律した主体は、承認論からみれば、十分ではないといえる。それでは、次にハーバーマスの自律概念を見ていこう。

## 2. ハーバーマスの自律概念——討議可能な主体

ハーバーマスは、他者との相互行為によって形成される最終的な主体の在り方として、自律的な主体を構想している。彼の発達段階論によれば、道徳判断の第6段階において、他律的な主体から自律的な主体へと移行する<sup>(2)</sup>。他律的な主体とは、社会の中にあるルールを超個人的な恣意や超個人的な集合意志を通して獲得している主体のことであり、規範を運用から吟味しようとする主体のことである。自律的な主体とは、すでに取り込んだこうしたルールを疑い、手続きにしたがってあらたに再定義しなおすことのできる主体のことである。ハーバーマスの言葉でいえば、自律性とは、「他律性に対抗して、行為者が彼の行為を規定する根拠として、規範の社会的通用にかえてむしろ規範の妥当性をかかげるという要請がおこなわれる」(Habermas1983:174=2000:251)ことである。

規範の妥当性をかかげて吟味することを、ハーバーマスは、討議(Diskursus)とよんでいる。討議は、「それにすべての人が従った場合に、すべての個人ひとりひとりの利害関心の充足にとって生ずる(と予期しうる)結果や随伴結果を、すべての関与者が受け入れる」(Habermas1983:75-6=2000:108)という普遍化原則(U)を前提にしている。そのため、討議に参加する主体に求められるのは、「普遍的役割交換」(Habermas1983:75=2000:108)である。普遍的役割交換とは、討議の参加者が「目の前にあるあらゆる生活形態が妥当する範囲から、ひとまず一定の距離をとっていること」(Habermas1991:98=2005:110)である。

あらゆるすべての人の視点をとる「普遍的役割交換」という考えは、ミードの理論を下敷きにしている。ハーバーマスは、ミードが「わたしたちが道徳にかかわる問題を判断する際の立場は、すべての当事者の十分理解された利害関心を公平に考慮しなければならない」(Habermas1981:141=1986:324)という「普遍主義的道徳理論」に関する直観を出発点にしたと捉えている。たしかにミードは、「人は、社会的な存在であるがゆえに合理的な存在である」と述べ、「カントが強く強調したような、わたしたちの判断の普遍性(universality)は、コミュニティの全体、あらゆる合理的な存在の態度をとるという事実から生じる普遍性である」(Mead 1992:379)と捉えている。そのため、ハーバーマスは、「定言命法が果たすはずであった事柄は、普遍的な討議という理想化された諸条件のもとでの意志形成、という構想の助けをかりて認証されえる」(Habermas1981:145=1986:327-8)と考え、一般的な利害関心にもとづく規範の再構成を志向する。

ハーバーマスからみれば、ミードの理論は、主体が徐々に一般化された視点を取得していくプロセスを描い

ているため、討議における社会的認知の条件と視点の構造を明示してくれている。そこに、コールバーグの道德性の発達段階をつなぎあわせることによって、道德性の獲得とコミュニケーション的な主体形成が重なり、意識哲学からの脱却を図ることができたのである。ハーバーマスは、この点について、次のように述べている。「理想的役割取得というモードに由来する概念を用いることで、コールバーグは所有的一個人主義的に切り詰められないカント的な根本直観を取り戻す基礎を手に入れることができた」(Habermas1991:66=2005:72)。モードの社会化論とコールバーグの道德性の発達段階論が結びつくことによって、道德理論としての討議倫理学は成立したといえる。

討議倫理学は、倫理学という名称から誤って捉えられることもあるが、道德理論である<sup>(3)</sup>。道德理論であるということは、善き生に関する倫理的問いとは、区別されることを意味する。ハーバーマスの言葉でいえば、「道德的諸討議」と「倫理的諸討議」の区別である。この区別に従えば、討議倫理学は、道德的問いを探究する学である。そのため、ハーバーマスは、脱慣習的段階において、「個々人を平等に取り扱うことを補完する観点は、慈愛ではなく連帯である」(Habermas1991:70=2005:76)と述べる。いいかえれば、慣習から解き放たれた時の社会的紐帯は、慈愛という倫理的観点ではなく、連帯という道德的な正義の観点によって補完することが提案されているのである。すなわち、ハーバーマスからみれば、自律は、道德的問いにかかわる問題であり、「道德的自律 (moral autonomy)」(Cooke2002:29)といえるだろう。

これらのことから、ハーバーマスの捉える自律は、次のようにまとめることができる。まず、自律した主体とは、討議可能な主体のことである。次に、自律した主体は、理論上、道德領域の議論に限られる。したがって、ハーバーマスに基づけば、法や規範を変更可能にすることのできる手続きを踏まえた道德性の獲得において、自律とよぶことができるのである。

ホネットは、こうしたハーバーマスの理論に対して、次のように述べている。「ハーバーマスが理想的役割取得モデルから彼の討議倫理学の中に取り入れるのは、相互了解の認知的次元に関わる諸特徴だけである。つまり、相互了解のために前提にされねばならない能力は、ともに関与しているすべての諸人格の、言葉によって表明される要求を理解する能力だけに還元されるのである」(Honneth 2000:151=2005:164)。ホネットからみれば、ハーバーマスが討議可能な主体の形成過程において相互了解の認知的次元に関わる能力だけに着目している点が、問題なのである。

なぜなら、ホネットは、「言語の理解は、他者の承認という非認知的前提と結びついている」(Honneth 2005:59=2011:69)と考えるからであり、自律もその承認の次元から考察するべきであると考えているからである。

### 3. ホネットの自律概念——生を編む主体

ホネットにとって、承認論から照射される自律は「主体が取り換え不可能な生活史 (Biographie) のなかで、個々人の傾向や欲求 (Beduerfnis) を考慮しながら、自らの生を組織化する」ことであり、「心的な成熟 (Reife) のグレード」(Honneth 2000:242=2005:267)にかかわる問題である。こうした自律は、ホネットによれば、次の三つの力によって形成される。

#### 3-1 言語的分節化能力

言語的分節化能力とは、「行為の衝動を不安なく分節化すること」(Honneth 2000:247=2005:272)である。ここで注目すべきことは、衝動 (Impuls) という得体のしれない、つかみどころのない欲求を「不安なく」分節化するという視点である。不安なく、すなわち安心して分節化するためには、自らの衝動を自らが信じることを求められる。こうした分節化の態度を、ホネットは「表現的」とよんでいる。

ホネットは、自己の心的状態を捉える見方を次の三つに分類する。一つは、探偵主義 (Detektivismus) である。探偵主義とは、主体が自らの「内面世界における探求過程」をおこない、「自分自身の願望と感情をつきと

め」(Honneth 2005:83=2011:103) ることによって、それに関する知識を特権的に有していると捉える見方である。二つ目は、構成主義 (Konstruktivismus) である。構成主義とは、先の探偵主義とは異なり、自らの心的状態の内容について確実に知っているわけではないために、「われわれが自分たちの相互行為のパートナーに対して特定の意図をはっきりと表現する瞬間に、われわれはいわばそうした意図をわれわれのうちに存在させようと決める」という「精神状態の不確実性」を「構成的な作用」(Honneth 2005:86=2011:106) と捉える見方である。構成主義は、ホネットからみれば、「われわれの願望と感情は、即座に意志決定の産物」となり、「自分自身の願望と感情の原因は完全に当事者としての主体にあるように見えてしまう」(Honneth 2005:86=2011:107) という問題を含んでいる。そのため、ホネットは、三つ目の表現主義 (Expressionismus) の立場をとる。

表現主義とは、願望や感情が「名づけという行為を通して任意の経験的質を簡単に与えてしまえるほど融通のきくものではない」(Honneth 2005:88=2011:107) ために、解釈する前に、それらにさらされているという受動的感覚を重視する。すなわち、表現主義は、感覚的な刺激にさらされ、馴染んでから分節化へいたる、という見方をするのである。ここには、表現の前提には、「自分自身の感情と願望を肯定し、分節化に値するものと捉えている」(Honneth 2005:88=2011:110) という承認が織り込まれている。

### 3-2 生の語りに関連性

先に述べた、分節化された行為の衝動を語ることによって、「生の行動の遂行の中へ統合すること」(Honneth 2000:248=2005:273) を、ホネットは、語りに関連性という。いいかえれば、ホネットにとって、語りによって多義的な衝動を結びつけることが、あるまとまりをもった生になるのである。

生の語りに関連性について、ストヤノフは次のように述べている。例えば、古典的テキストを文献学的に詳細に分析する一方で、熱狂的なサッカーファンの人物がいたとしよう。この人物は、同時に二つの共同体、すなわち古典的な文献学とサッカーファンの参加者であり、両方の共同体にアイデンティファイしている。このような異なる共同体への参加のなかで、私たちは、二つの共同体のあいだを翻訳し、それを一回限りの生のなかへ統合することによって、取り換えることのできない感情を抱く。異なる共同体を翻訳するという語りのプロセスのなかで、生を編み、自己を形成するのである。すなわち、「語りに関連」とは、「人格の個別的な性質を関係の中におき互いの翻訳をおこなうことを、分節化のプロセスとして、捉えることなのである」。そして、「この分節化のプロセスは、対話的な物語の枠組みのなかで行われうる」(Stojanov 2006:126) のである。サッカーファンであり、文献学者でもあるという互いに異なる語りの叙述を結びつける人格が、自律につながるのである。

ここで注目すべきことは、多様に現れる衝動を言語によってむすびつける、という視点である。一人ひとりの異なる衝動が前提とされ、その多様な現れを結びつけることによって、ひとつの人格を形成していくのである。生は、分節化された衝動をどのように語るかによって、多様にありうることになる。

こうした考えに基づき、ホネットは、私たちが「汲み尽くせない多くのアイデンティティの可能性 (Identitaetmoeglichkeit)」(Honneth 2000:248=2005:274) を常に有していると述べる。多様なアイデンティティの可能性が前提にされることにより、自律とは「自分の人生を結びつきの連関として描くことができる」(Honneth 2000:248=2005:274) ことになる。

### 3-3 道徳的コンテクストの感受性

「道徳的コンテクストの感受性」とは「個々の場合の具体的な環境に対する情動的 (affektiv) な関与や感受性 (Sensibilitaet) をともなって、道徳原則を適用することである」(Honneth 2000:250=2005:276)。自らの行為を理性的に普遍化可能な道徳原則から導き出すという「道徳原則への志向」と大きく異なるのは、情動的な理解によって為される道徳原則の適用という側面である。

ホネットによれば、「主体が汲み尽くせない多くのアイデンティティの可能性の多様性を学ばば学ぶほど、

他の主体がその生の中で闘うような具体的な苦境や求めていることへの注意を向けるようになる」(Honneth 2000:250=2005:275-6)。いいかえれば、多くのアイデンティティの可能性を知れば知るほど、普遍的な道徳原則を当てはめることを志向するのではなく、その状況に応じた情動的な理解から、道徳原則を適用しようとするのである。こうした情動的な理解をとまなう行為こそ、自律的だと捉えられることになる。

これらのことから、ホネットの述べる自律は、次のようにまとめることができる。自律した人間とは、①欲求を切り開くことができること、②生の全体を反省的倫理的に表現することができること、③普遍的規範をコンテキストの感受によって適用することができること、という三つの能力を備えた人格である。

それゆえ、ホネットは、ハーバーマスによって進められたコミュニケーション論に対して次のように述べる。「根拠によってだけ媒介された合意が共通の試みの目標と見なされるときでも、そのためには単なる認知能力以上のものが参加する諸主体には求められる。というのも、そもそも一人ひとりの人格の規範的諸要求を評価することができるのは、それがどんな役割を掛け替えない特殊な生活史の中で果たしているのかを、しかるべき感情移入能力によって同時に理解するのに応じてだけだからである」(Honneth 2000:151=2005:165)。

ここで、ホネットとハーバーマスの自律の捉え方について、まとめてみよう。第一に、ハーバーマスの自律の概念が普遍的な観点を重視するという道徳の領域にたてられているのに対して、ホネットは「連帯が正義原則の必然的な対極をなすのは、連帯が特殊主義的な(partikularistisch)仕方で相互的に思いやろうとする情動的衝動を正義原則に付けくわえるかぎりのことである」(Honneth 2000:170=2005:185)と捉え、特殊な関係を問う倫理的問いも含んでいる。第二に、ハーバーマスにおいては、言語的な認知能力とつよく結びついた自律であるのに対して、ホネットにおいては、共感する力といった感情と結びついた自律である。このような違いの背景には、何があるのだろうか。

#### 4. 自律概念の差異の背景

ハーバーマスとホネットの自律概念の違いにせまるために、主体批判の捉え方をみていこう。ホネットは、二つの側面から主体批判を捉えている。一つは、心理学的観点からのアプローチであり、ニーチェやフロイトの注目した無意識の発見のことである。もう一つは、言語哲学的観点からのアプローチである。これは、ソシュールやヴィトゲンシュタインが注目した、言語によって自己が形成されるという見方に代表される。心理学的観点からなされた批判は、意識から遠く離れた無意識の欲動(Trieb)の力や動機が示されたことによって、人間の主体はそれ自身にとって透明ではない、ということを示している。言語哲学的観点からなされた批判は、個人の語りは前もって与えられた言語システムに依存しているため、人間の主体は意味を構成したり、意義を創造したりしえない、ということである。いいかえれば、主体が作者であること(Autorschaft)はない、と論じたのである。無意識と言語という二つの思想運動が示したことは、「人間の主体が自己自身にとって透明でもなく、支配できるわけもない」(Honneth 2000:238=2005:262)ということである。すなわち、主体批判は、自己が自己を完全に知っており、コントロールすることができるという主体の概念を無効にしたのである。そのため、本当の私や内面の自己といったものが、直接的に主体を構成すると捉えることはできないといえる。

こうした主体イメージの変化にともない、ホネットは、無意識と言語を主体の個人化の構成条件として捉え直し、自律のイメージを新たに提案したのである。同様の主体批判は、ハーバーマスも受け容れている。そのため、ハーバーマスは、意識哲学から言語哲学への移行を進めたのである。

しかし、ホワイトブック(J.Whitebook)が指摘するように、ハーバーマスは、あらゆる無意識的なものを言語的なものへ回収しようとする。その意味で、「無意識的なものはすでに最初から言語的なものでなければならない」(Whitebook 1995:194=1997:220)と捉えている。これは、言語論的転回によってさらに強調されることになり、「コミュニケーションの事実がどのようにして私秘化された無意識へと変形しうるのか」(Whitebook 1995:179=1997:203)と問うことになる。ここでは、無意識は派生的なものとして捉えられ、すべてがシニフィアン

の下に組み入れられる。それゆえ、ホワイトブックによれば、ハーバーマスは、一貫して「言語表象と事物表象の区別を否定」(Whitebook 1995:215=1997:241) することになり、無意識の過度な言語化を進めている。

たしかに、ハーバーマスは、幼児期にみられる特定の権威ある人物から解き放たれていくプロセスについて、「フロイトの解明の対象がこの過程の精神力動的側面にあったのに対して、ミードの関心の対象をなしているのはその内面化の社会認知的条件である」(Habermas 1983=2000:240) と述べ、ミードの理論にもとづいた言語化のプロセスに着目している。

ホネットは、ハーバーマスとは異なり、無意識の発見という主体のコントロールできない力を重視する。無意識の重視は、ホネットにとって、汲み尽くせない多くのアイデンティティの可能性の根拠となっている。その理論的供給源のひとつとして、カストリアディス (C.Castoriadis) の思想がある。

カストリアディスは、「無意識の存在様式は、マグマの存在様式である」(Castoriadis 1984=1994:198) と捉える。いいかえれば、無意識は秩序だっておらず、時間が存在することなく、何らかの対象と完全に一致することもない。無意識それ自体を把握することはできず、無意識はその一部である表象によって示される。

その表象を解釈すること、意味づけることは、本質的に、「際限がなく」「不確定であり(確定されず)」「定義されない」(Castoriadis 1984=1994:196)。また、表象は、「欲動の指令にもとづいてしか形成されえない」が、同時にその欲動は、「表象を介してしか、現れえない」(Castoriadis 1984=1994:199)。すなわち、表象の核にあるのは、「魂と身体の間の調停としての欲動の諸要求」(Castoriadis 1984=1994:200) である。カストリアディスは、「精神現象における欲動の最初の代表は、情動 (Affekt)、特に不快の情動である」(Castoriadis 1984=1994:200) と捉え、情動は方向性をもたらすが、欲動の言語化とはいえないため、表象の根源にあるのは、根源的なイマジネーション (Imagination) である、とする。

イマジネーションこそが、心的なものを構想し、多様な表現を生んでいる。この意味で、イマジネーションは、制限のないものとして捉えることができる。さらに、無意識が、表現されたものの根底にあることによって、表現されたものはつねに変形の可能性を含んでいる。

こうしたカストリアディスの見方は、ホネットの論じる I と Me に示されている。いいかえれば、ホネットが、無意識の存在を大きく取り扱う視線は、ミードの I と Me の解釈に全面に現れているのである。ホネットは、I と Me の議論を次のように読みかえる。まず、I は「社会的な挑発に対する非意志的な反応に表現されるすべての内的な衝動の集合点」(Honneth 1994:130-1=2003:109) である。そのため、I は「それ自体として直接に理解されることはない」のであり、「不明確なものや多義的なものがつきまとっている」(Honneth 1994:131=2003:109)。こうした I を、ホネットは、「精神分析における無意識とほとんど変わらないものであり、衝動的かつ創造的な反作用的行為のすべてに責任がありながら、それ自体としては意識の地平に入り込んでくることができない、人間の人格性の中にある審級」(Honneth 2000:244=2005:269) である、と捉えている。それに対して、Me は「そのつどの共同社会を代理することで慣習的な規範に体现される」(Honneth 1994:132=2003:110) ものである。つまり、ホネットは、ミードの I を、衝動性と創造性をそなえた無意識と結びついたものとして捉え、Me を社会規範と結びついたものとして捉えるのである。すなわち、ホネットは、I と Me の関係と「無意識と意識」の関係とを類似的にとらえており (Honneth 2000:245=2005:270)、無意識の衝動はつねに意識的な生に付随しているとみるのである。

このような I と Me は、常に平穏な関係にあるわけではない。ホネットが注目するのは、I と Me の衝突である。なぜなら、I と Me の衝突、いいかえれば、衝動と規範の衝突が、I の衝動性に社会に適した表現を与え続け、規範の拡張へつながるからである。このことから、ホネットは、「Me が存在することで、主体は、I の関心のために新しい社会的な承認の形式を求めて力をつくすよう強いられる」(Honneth 1994:132=2003:110) と述べる。ホネットからみれば、I の衝動こそが、自律の成長の条件であると同時に、自己実現へ向かう衝動でもある。

ホネットは、ミードの I の概念のなかに、「汲み尽くせない多くのアイデンティティの可能性」(Honneth

1994:131=2003:109)を見出し、無意識と結びついた多様なアイデンティティを中心にすえている。そのため、ホネットからみれば、ミードのIは、創造的な反応を秘めた潜勢力であり、「『一般化された他者』の視点を内面化しただけのもの」(Honneth 1994:131=2003:109)ではない。

ホワイトブックによれば、カストリアデスは、無意識的なものという可能的言語を厳密な意味での意識的なものとしての言語と分けし、無意識とむすびついたイメージレベルをすくい上げている。無意識を原初的なものと捉えるカストリアデスは、それを言語に回収するハーバーマスとは対立関係にある<sup>(4)</sup>。

ホネットは、精神分析とのかかわりについて、次のように述べている。「ハーバーマスは、コミュニケーション行為の理論の発展とともに、精神分析との狭い結びつきをやめて、根本概念において一致しており、ポスト慣習的な道徳意識という首尾一貫した好機を説明しうるピアジェやコールバーグによって着想を与えられた発達心理学を、その理論の代わりに置いている」(Honneth 2010:252-3)。しかし、私は、ハーバーマスと違って、「批判理論は精神分析を頼りにすることで、たくさんの善き根拠があることを信じている」(Honneth 2010:253)。

ハーバーマスは精神分析の代わりに発達心理学を取り入れたが、ホネットは精神分析を積極的に取り入れることを進めているのである。こうした視点の違いが、自律概念の異なりの背景にある。すなわち、無意識への距離の違いが、ハーバーマスとホネットの自律を論じる主体の在り方へ影響を及ぼしているのである。ハーバーマスとの比較でいえば、ホネットの自律概念は、言語に回収されることのない無意識の存在を取り入れた点に大きな特徴があるといえる。

ホネットからみれば、主体批判後の自律概念は、主体が衝動とむすびついた潜在力をそなえたことを基礎にした自律概念でなければならない。それゆえ、ホネットは、役割取得のプロセスを認知的な出来事としてではなく、情動的な出来事として読むのである(Honneth 2000:150=2005:164)。無意識的な衝動に対するポジティブな考えを承認論のなかに位置づかせているため、ホネットは身体の次元から論じ、前科学的な問題を重視するのである。

その意味で、ハーバーマスの自律概念よりも広い領域から、ホネットは自律概念を捉えることになる。すなわち、ホネットの自律概念は、言語的で認知的な領域における自律概念ではなく、衝動的で情動的な領域から捉えた自律概念といえる。ここにおいて、ハーバーマスが自律した状態と結びつけてこなかった、情動につながる自律概念の構想がなされたといえる。

## おわりに

ホネットの自律論で示されていることは、ハーバーマスが道徳領域において狭く限定的に考察した自律とは異なっており、生を編み、倫理的領域をも含み入れた自律概念である。いかえれば、自律を法的主体と道徳領域に限定してきたハーバーマスによる自律概念を、承認論的に、ホネットは拡大したといえる。拡大したとするのは、ホネットは、『正義の他者』以降における倫理と道徳を媒介する試みを「拡大された正義」(Stojanov 2009:158)と呼んでいるからである<sup>(5)</sup>。

こうしたホネットの自律概念を、ここでは、従来の自律概念との違いを明確化させるために、承認論的自律とよぶことにしよう。承認論的自律は、自己の生を複数の共同体や他者とのかかわりから編むことによって、固有な生を可能にするという、多様なアイデンティティを前提としている。ホネットの提示した自律した人間は、自己自身を自己が支配するような主体ではなく、衝動によって構成され、さまざまな場面や状況のなかで構成され、それぞれの具体的状況が自己を構成するような主体といえる。

ホネットの承認論が描くのは、相互主観的な承認を通して、自らの衝動を価値あるものとしてとらえ、言語化と感受性を備えた自律した主体へ辿りつくということである。承認論的自律の大きな特徴は、情動的な側面を取り入れることによって、自律のイメージを言語に回収してしまわない点にある。それは、ホネットが、無意識と結びついた衝動に着目し、「汲み尽くせない多くのアイデンティティ」を主張したことにもみることができる。



ハーバーマスの場合、自律した人間は、道徳的な責任能力を担うことのできる主体であり、普遍的な観点を踏まえることのできる討議可能な主体であった。それに対して、ホネットの場合、自律した主体は、倫理的な感受性をともなった、三つの承認関係を含んだ主体であり、特殊な観点も情動的に理解することのできる主体であった。

こうしたホネットの提示する自律は、カントの自律とは異なる側面を有している。カント自身が定言命法を強調した理由はあらためて検討しなければならないが、カントは定言命法によって示される自己立法としての自由な意志の状態を自律とよんだ。カントの自律概念は、五感に左右されることなく定言命法に従うという特徴をもっており、欲求や傾向性を頼りにすることではない。いかなる場合でも普遍的な道徳原則としての定言命法を尊重することになる。自己立法としての自律という概念は、定言命法が普遍的であるという理由から、自己の感情や他者の思いを切り離して、義務の声を聞くことを促すのである。このような自律の概念は、ホネットに従えば、主体批判後の現在、維持することは難しい。本稿で見てきたように、ホネットは、無意識の発見と言語の構成という観点を取り入れることによって、「欲求の透明性」や「一義的な生の統合」や「道徳原則への志向」とは異なる自律した主体を描いたのである。

このようなホネットの視線は、現実の問題に対して自律した主体がどのように対応するか、ということ捉えることにもつながるだろう。ホネットが影響を受けたヒル (T.E.Hill) によれば、自律した主体は、「私たちの決定によって他者にどのような影響を与えるか」(Hill 1991:50)を考察することのできる主体である。このことは、道徳的問題に答えようとする自己は、道徳原則を採用する気高い自己と感情や偏見に満ちた自己のどちらが本当の自己なのだろうか、と考えることではなく、両方を含み入れた一体化された人格もっていることが重要なのだ、と考えることである。ホネットのとらえた承認にもとづく自律は、実際に直面した場合における情動を含めた人間のふるまいを考慮したものであるといえる。

しかし、それゆえ、ホネット承認論にもとづく自律は、万全というわけではない。ホネットは討議にもとづく意志形成を虚構 (fiktiv) の協議として捉えている。他方で、ハーバーマスは、討議を認識が高度になる抽象化 (Abstraktion) として捉えている。虚構か抽象化か。現実や事実の世界をどのように捉え位置づけるのか。この点が、ハーバーマスとホネットでは、大きく異なっている。この新たな課題については、今後の課題としたい。

## 【註】

- (1) 本稿では、主に、初期のホネットのテキストに焦点をあてている。教育学においてホネット承認論における自律概念を検討した研究は、(管見のかぎり) 見られない。ホネット承認論の教育学受容に関しては、「体系的に受け入れられてこなかった」(Stojanov2004:60)といえる。しかし、近年、承認概念をめぐるヘーゲルなどの他の理論と比較検討をおこなう理論的な探究を進める研究、あるいは、臨床的な研究との接続が進められている (Hafeneger/Henkenborg/Scherr 2007)。臨床的な研究が進められる理由は、ヴィガーによれば、ホネット承認論は、学校における教育を解釈する概念を欠いているため、具体的文脈のなかで経験的に捉え直される必要があるからである (Wigger 2010, Helsper/Sandring/Wiezorek 2005)。また、臨床的研究には、教師のライフヒストリーを承認論から読み解く研究も含めることができる (Huttunen 2008)。
- (2) ハーバーマスの発達段階論については、表1 相互行為の段階、社会的パースペクティヴ、そして道徳段階 (Habermas 1983:176-7=2000:254-5) を参照のこと。
- (3) 日暮 (2008:65) も指摘しているように、ハーバーマスは、『討議倫理』の序文において、道徳の討議理論といったほうがよいかもしれないが、「広く市民権を得ている討議倫理という用語にこだわりたい」(Habermas 1991:7=2005:1) と述べている。
- (4) カストリアディスについて、ハーバーマスは、「社会的実践の相互主観性を説明するにあたって、孤独な意

表1 相互行為の段階、社会的パースペクティブ、そして道徳段階

Habermas (1983:176-7=2000:254-5)

認知の構造 行為類型	パースペク ティブの構造	行動期待の構 造	権威の概念	動機づけの概 念	社会的パースペクティブ		道徳判断 の段階
					パースペクティブ	正義の概念	
前慣習的段階 権威に左右さ れる相互行為 利害に左右さ れる協同行為	相互性にもと づく行為パ ースペクティブ の結合	個別的な行動 パターン	準抛的個人 の権威： 外的にサン クションさ れた恣意	個人に対する 忠誠心； 報酬/処罰に よる方向づけ	自己中心的パ ースペクティブ	命令と服従の 相補性	1
						補償の対称性	2
慣習的段階 役割行為	観察者のパ ースペクティブ と参加者の パースペク ティブの調整	社会的に一般 化された行動 パターン： 社会的役割	超個人的恣 意の内面化 された権威 ＝忠誠心	傾向性 対 義務	第一次集団のパ ースペクティブ	役割同調性	3
		社会的に一般 化された役 割： 規範の体系	超個人的集 合意志の内 面化された 権威 ＝正当性			集合体のパ ースペクティブ (システム の観点)	現存する規範 の体系への同 調性
脱慣習的段階 ディスクルス	話者のパ ースペクティブ と世界のパ ースペクティブ の結合	規範の吟味の ための規則： 原理	社会的運用 対	他律性 対 自律性	(社会にアプ リオリな)原理の パースペクティブ	正義の原理に よる方向づけ	5
		原理の吟味の ための規則： 規範の根拠付 けの手続き	理想的妥当			手続きにもと づくパ ースペクティブ (理想的—役割 取得)	規範の根拠づ けの手続きに よる方向づけ

識を前提とせざるをえなくなる」(Habermas1985:387=1999:575)と述べ、意識哲学的である点を批判している。

(5) ストヤノフによるインタビューにおいて、ホネットは、「拡大された正義」という言いかたをしている。正義という言葉を使用してはいるが、ハーバーマスとは異なる。ホネット自身も、次のように語っている。私の固有の仕事のなかで、ハーバーマスの補足としてほとんど理解されないようにすることを実現しなければならず、「さしあたり、私のはじまりは、承認のパラダイムにおける表現をみつけるという新たな定式化——たしかに、ハーバーマスによって非常に大きく動機づけられており、彼なしには考えられないが、そこからますます離反している——として理解されます。このパラダイムのもとで、ハーバーマスが討議倫理学の枠組みのなかで承認に関して述べていたことを、さらに本質的に理解しています」(Stojanov 2009:153)。

\*邦訳のある文献については、適宜参照したが、必要に応じて訳は変更している。

【参考文献】

Castoriadis,Cornelius (1984) : *Gesellschaft als imaginäre Institution*, Suhrkamp.=1994 (江口幹訳)『想念が社会を創る—社会的想念と制度』法政大学出版局

Cooke,Maeve (2002) : Habermas,Autonomy and the Identity of the Self,in *Jürgen Habermas volume IV*, SAGE Publication,29-47.

Habermas, Jürgen (1981) : *Theorie des kommunikativen Handelns* 2Bande,Suhrkamp. = 1985-87 (河上倫逸他訳)『コミュニ

- ニケイシヨンの行為の理論』(上・中・下) 未来社
- Habermas, Jürgen (1983) : *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Suhrkamp = 2000 (三島憲一他訳)『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店
- Habermas, Jürgen (1985) : *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Suhrkamp. = 1999 (三島憲一・轡田収・木前利秋・大貫敦子訳)『近代の哲学的ディスクリス I・II』岩波書店
- Habermas, Jürgen (1991) : *Erläuterungen zur Diskursethik*, Suhrkamp. = 2005 (清水多吉・朝倉輝一訳)『討議倫理』法政大学出版局
- Hafenerger, Bennno/Henkenborg, Peter/Scherr, Albert (Hrsg.) (2007) : *Pädagogik der Anerkennung*, Wochenschau Verlag.
- Helsper, Wener/Sandring, Sabine/Wiezorek, Christine (2005) : "Anerkennung in pädagogischen Beziehungen-Ein Problemaufriss," in: Heitmeyer, Imbusch (Hrsg.), *Integrationspotenziale einer modernen Gesellschaft*. VS Verlag fuer Sozialwissenschaften.
- 日暮雅夫 (2008)『討議と承認の社会理論』勁草書房
- Hill, Thomas E. (1991) : *Autonomy and self-respect*, Cambridge University Press.
- Honneth, Axel (1994) : *Kampf um Anerkennung*, Suhrkamp.=2003 (山本啓他訳)『承認をめぐる闘争』法政大学出版局
- Honneth, Axel (2000) : *Das Andere der Gerechtigkeit*, Suhrkamp.=2005 (加藤泰史他訳)『正義の他者』法政大学出版局
- Honneth, Axel (2005) : *Verdinglichung*, Suhrkamp.=2011 (辰巳伸知・宮本真也訳)『物象化』法政大学出版局
- Honneth, Axel (2010) : *Das Ich im Wir*, Suhrkamp.
- Huttunen, Rauno (2008) : *Habermas, Honneth and Education*, Lambert Academic Publishing.
- Mead, G-H. (1992) : *Mind, Self, & Society*, University of Chicago Press.
- Ricken, Norbert (2006) : "Erziehung und Anerkennung," in *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Pädagogik* 82 (2006) 2, 215-230.
- Stojanov, Krassimir (2004) : "Kritische Gesellschaftstheorie als Bildungstheorie," in Ludwig A. Pongratz et al. eds. *Kritik der Paedagogik-Paedagogik als Kritik*, Opladen : Leske und Budrich, 2004, S.51-66.
- Stojanov, Krassimir (2006) : *Bildung und Anerkennung*, VS Verlag fuer Sozialwissenschaften.
- Stojanov, Krassimir (2009) : "Die Anerkennung ist ein Grundmechanismus sozialer Existenz", in: Basaure, Reemtsma, Willig (Hg.) *Erneuerung der Kritik*, Campus 2009, 149-166.
- Stojanov, Krassimir (2010) : "Bildungsprozesse als soziale Geschehnisse," in *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Pädagogik* 86 (2010) 4, 558-570.
- Whitebook, Joel (1995) : *Perversion and Utopia*, MIT Press.=1997 (桑子敏雄・鈴木美佐子訳)『倒錯とユートピア』青土社
- Wigger, Lothar (2010) : "Institutionelle Zwecke, Anerkennungskonflikte und Bildung," in *Vierteljahrsschrift für wissenschaftliche Pädagogik* 86 (2010) 4, 542-557.